

国民年金から



「ねんきん月間」
です

社会保険庁は、毎年11月を「ねんきん月間」として、年金相談の充実などの事業を行っています。

この取り組みの一環として社会保険事務所では、月間の毎月曜日の受付時間の延長や、土曜日及び日曜日の年金相談を行います。

○毎週月曜日

(休日の場合は翌日)

8時30分～19時

○第2・4の土・日曜日

9時30分～16時

【付加保険料】

○付加保険料とは

老齢基礎年金に加算して、老後により多くの年金を受給するために、付加年金制度があります。これは、毎月の国民年金保険料に付加保険料を上乗せして納付すると、この分が付加年金として老齢基礎年金に上乗せになり、支給される制度です。

○付加保険料は定額

付加保険料は、月額400円で、納付できるのは国民年金の第1号被保険者（自営業者、農林水産業者、無職、自由業者などの人とその配偶者、学生）または任意加入被保険者（年金の資格期間を満たさない人又は、年金満額になるまで希望する人など）の方です。保険料の免除または納付猶予を受けている方や国民

年金基金に加入している方は、納めることはできません。

また、納付期限（対象月の翌月末）を過ぎると、これ以降、付加保険料を納付することができません。（口座振替の方は、通帳残高に注意して下さい。）

*付加保険料が納付できなかった方で、引き続き納付を希望される方は、改めて付加保険料の納付申し込み手続き書を役場で行っていただく必要があります。

問い合わせ

米子社会保険事務所

☎0859・34・6111

大山町役場住民生活課

☎0859・54・5210

大山支所総合窓口課

☎0859・53・3311

中山支所総合窓口課

☎0858・58・6114

【収納の民間委託】

変わります

国民年金

保険料が未納となつて
いる方に対する納付督促業務は、これまで米子社会保険事務所で行っていましたが、平成21年10月から



※ 民間事業者に提供する個人情報、納付督促を行ううえで必要となる国民年金保険料の未納情報に限定しており、また取扱事業者には、法律などにより目的外使用などを固く禁じています。

は、委託を受けた下記の民間事業者が、「電話・文書・戸別訪問」により、国民年金保険料の納付や免除申請の手続などについてのご案内を行うこととなりました。

委託する民間事業者

株式会社

エヌ・ティ・ティ・ソルコ

フリーダイヤル

☎0120-34-4922

※ 民間事業者は、お客様が保険料の納付書をお持ちの場合のみ収納します。事業者が口座を指定し、振込みを依頼することは絶対ではありません。